

大田市公告第26号

大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理事業の事業計画（第1回変更）において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、下記の事項を公告する。

令和5年3月24日

大田市長 楫野 弘和

記

- 1 縦覧場所
大田市大田町大田口1111番地
大田市役所建設部土地区画整理課内
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで